

運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金
(新技術活用サプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業)
交付規程

令和6年5月21日

(通則)

第1条 運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金（新技術活用サプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金（新技術活用サプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業）交付要綱（20240221財資第2号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、パシフィックコンサルタンツ株式会社及びパシフィックリプロサービス株式会社（以下「PCKK」という。）が行う、経済産業省からの交付要綱第24条第1項に基づく補助金の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 PCKKは、新技術活用サプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業（以下「補助事業」という。）を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてPCKKが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は様式第1による補助金交付申請書にPCKKが定める書類を添付して、PCKKが別に定める時期までに提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 補助事業者は、前条の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の承認申請、第14条の規定に基づく事故の報告、第15条の規定に基づく状況報告、第16条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第19条第2項の規定に基づく支払請求、第24条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（PCKKにおいて別

途指定するもの)により行わなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 PCKKは、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条第1項の規定に基づく承認、第14条の規定に基づく指示、第15条の規定に基づく要求、第18条第1項の規定に基づく通知、第20条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第4項の規定に基づく返還の請求、同条第6項の規定に基づく納付の通知、第23条第3項の規定に基づく納付の通知(第24条第5項の規定において準用する場合を含む。)又は第24条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付決定の通知)

第7条 PCKKは、第4条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。なお、この場合において、PCKKは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 PCKKは、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

3 PCKKは、補助金の交付が適当でないとして認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 PCKKは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

(2) 補助事業者は、第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、速やかにPCKKに報告すべきこと。

(3) 補助事業者は、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめPCKKの承認を受けるべきこと。

(4) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、第三者との間で売買契約、請負契約その他の契約を締結する場合は、第12条に従うべきこと。

(5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第14条の規定に基づき速やかにPCKKに報告し、その指示を受けるべきこと。

(6) 補助事業者は、PCKKが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、PCKKの指示に従うべきこと。

(7) 補助事業者は、PCKKが第20条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一

部を取り消したときは、これに従うべきこと。

- (8) 補助事業者は、P C K Kが第20条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、P C K Kが指定する期日までに返還するとともに、第20条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第20条第8項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、P C K Kが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめP C K Kの承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、第23条第3項及び第24条第5項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、P C K Kの請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、補助事業終了後、P C K Kの指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

（申請の取下げ）

第9条 第7条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金交付の申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書をP C K Kに提出し、その承認を得なければならない。

（補助事業の経理等）

第10条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、P C K Kの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更等の承認等）

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書をP C K Kに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (2) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 P C K K は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 P C K K は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

- 第12条 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- 2 補助事業者は、前項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、P C K K の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - 3 P C K K は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はP C K K から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 4 前項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第13条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をP C K K の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 P C K K が第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がP C K K に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、P C K K は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がP C K K に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - (1) P C K K は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) P C K K は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の

額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、PCKKが行う弁済の効力は、PCKKが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による事故報告書をPCKKに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、PCKKが特に必要と認めて要求したときは、様式第6による経費の使用状況報告書をPCKKが要求する期日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施状況及び検証結果について、PCKKが別に定める期日までに、様式第7による補助事業実施状況報告書をPCKKに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の実施状況報告を停止するときは、あらかじめ様式第8による実施状況報告停止承認申請書をPCKKに提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日以内又はPCKKが定める期日のいずれか早い日までに、様式第9による実績報告書をPCKKに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第1項の場合において、やむを得ない理由により様式第9による実績報告書の提出が遅延する場合には、あらかじめPCKKの承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第17条 PCKKは、補助事業者について、相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第10による事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第18条 PCKKは、補助事業者から第16条第1項の実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するものかを確認し、適合すると認めるときは、補助事業者に対し交付すべき補助金の額を確定し、様式第11による交付金額確定通知書により補助事業者

速やかに通知するものとする。

- 2 前項によって確定される補助金の額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのうちいずれか低い額とする。
- 3 P C K K は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

- 第19条 P C K K は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による精算（概算）払請求書をP C K K に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第20条 P C K K は、第11条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- （1）補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくP C K K の処分又は指示に違反した場合
 - （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - （3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - （4）前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - （5）補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合
- 2 前項の規定は、第18条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 P C K K は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 4 P C K K は、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 5 P C K K は、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
 - 6 P C K K は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付を請求

しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金に関する事項
- (3) 納付期限

7 補助事業者は、P C K K から第4項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第13による補助金返還報告書にて報告しなければならない。

8 P C K K は、補助事業者が、返還すべき補助金を第6項第3号に規定する期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(加算金の計算)

第21条 P C K K は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第22条 P C K K は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第23条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第14による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等管理明細表を第16条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。

3 P C K K は、補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入額又は見込まれる収入額の全部若しくは一部をP C K K に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第24条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、P C K K が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を

処分しようとするときは、あらかじめ様式第16による財産処分承認申請書をPCKKに提出し、その承認を受けなければならない。

- 4 PCKKは、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。
- 5 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(情報管理及び秘密保持)

第25条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第26条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他の必要な事項)

第27条 PCKKは、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びPCKKが業務契約等を締結するすべての者(第三者委員会の委員等を含む)に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

- 2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項はPCKKが別に定める。

附 則

この規程は、経済産業大臣が承認した日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別 表

補助事業		補助率
補助対象経費の区分	内容	
共通システム事業費	発荷主・輸送事業者・着荷主等の連携に必要な共通システムに要する経費（設計開発費、設備費、諸経費〔ソフトウェア・システム利用費、導入関連経費等〕）	1/2以内
サプライチェーン輸送効率化機器事業費	共通システムと関連する輸送効率化機器（※）の導入に要する経費（設計開発費、設備費、諸経費〔ソフトウェア・システム利用費、導入関連経費等〕） ※共通システムと連系して作動するものや共通システムの出力したデータ等を活用して作動するもの等。	1/2以内
充電・充填インフラ事業費	共通システムと連携したEVトラックやFCVトラックへの充電・充填インフラ使用枠割当の全体最適化等に要する経費（設計開発費、設備費、諸経費〔ソフトウェア・システム利用費、導入関連経費等〕）	1/2以内

消費税及び地方消費税相当額は、補助対象としない。

(様式第1)

第 号
令和 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長 殿

パシフィックリプロサービス株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 住所
法人名
代表者名

令和 年度運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金
(新技術活用サプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業)
交付申請書

運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金(新技術活用サプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業)交付規程第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実施計画(別添 実施計画書による)
3. 補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費 円
 - (2) 補助対象経費 円
4. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額
(別紙1による。)
5. 補助事業の開始及び完了予定年月日
 - (1) 開始年月日 交付決定年月日
 - (2) 完了予定年月日 令和 年 月 日

(注) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

- (1) 申請者が申請者以外の者と共同して補助事業を行おうとする場合にあっては、当該事業に係る契約書の写し
- (2) 代表申請者及び全共同申請者の役員名簿(別紙2)
- (3) その他PCKKが指示する書面等

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額

(単位：円)

補助対象経費の区分と内訳		補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
共通システム 事業費	設計開発費			1/2 以内	
	設備費				
	諸経費				
	計				
サプライチェ ーン輸送効率 化機器事業費	設計開発費			1/2 以内	
	設備費				
	諸経費				
	計				
充電・充填イ ンフラ事業費	設計開発費			1/2 以内	
	設備費				
	諸経費				
	計				
合計					

(注)

- (1) 補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額には消費税相当分の金額は含まないこと。
- (2) 共同申請者との配分額が分かる書面を添付すること。(別添)

【本交付申請書に係る質問等連絡先及び担当者名】

担当部署及び役職	担当者名	電話及びE-mail
		(電話) (E-mail)

(別添)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額（申請者別）

(単位：円)

申請者名	補助対象経費の区分と内訳	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
	共通システム事業費	設計開発費		1/2以内	/
		設備費			
		諸経費			
		計			
	サプライチェーン輸送効率化機器事業費	設計開発費		1/2以内	/
		設備費			
		諸経費			
		計			
	充電・充填インフラ事業費	設計開発費		1/2以内	/
		設備費			
		諸経費			
		計			
合計					
	共通システム事業費	設計開発費		1/2以内	/
		設備費			
		諸経費			
		計			
	サプライチェーン輸送効率化機器事業費	設計開発費		1/2以内	/
		設備費			
		諸経費			
		計			
	充電・充填インフラ事業費	設計開発費		1/2以内	/
		設備費			
		諸経費			
		計			
合計					

(注)

(1) 補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額には消費税相当分の金額は含まないこと。

(様式第2)

令和 年 月 日
第 号

殿

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長

パシフィックリプロサービス株式会社
代表取締役社長

令和 年度運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金
(新技術活用サプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業)
交付決定通知書

下記1の交付申請書をもって申請のありました上記補助金については、運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金(新技術活用サプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業)交付規程第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、次の交付申請書に記載のとおりとします。

提出日 令和 年 月 日
文書番号 第 号
補助事業の名称

2. 補助金の交付に係る交付決定番号、補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

交付決定番号 第 号

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
計				

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければなりません。

(1) 補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善

良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

- (2) 補助事業者は、第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、速やかにPCKKに報告すべきこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、第三者との間で売買契約、請負契約その他の契約を締結する場合は、第12条に従うべきこと。
- (4) 補助事業者は、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめPCKKの承認を受けるべきこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第14条の規定に基づき速やかにPCKKに報告し、その指示を受けるべきこと。
- (6) 補助事業者は、PCKKが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、PCKKの指示に従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、PCKKが第20条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (8) 補助事業者は、PCKKが第20条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、PCKKが指定する期日までに返還するとともに、第20条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第20条第8項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、PCKKが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産3等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめPCKKの承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、第23条第3項及び第24条第5項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、PCKKの請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、補助事業終了後、PCKKの指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第19条の規定による交付決定の取消し、交付規程第20条第4項の規定による補助金等の返還、交付規程第20条第5項の規定による加算金の徴収及び交付規程第20条第8項の規定による延滞金の徴収
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則

- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) P C K Kの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

4. その他、P C K Kの付した条件を遵守しなければなりません。

(様式第3)

第 号
令和 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長 殿

パシフィックリプロサービス株式会社
代表取締役社長 殿

補助事業者 住所
法人名
代表者名

令和 年度運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金
(新技術活用サプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業)
取下げ届出書

下記2をもって交付決定のあった上記補助金に係る交付の申請は、下記のとおり取下げることとしたので、運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金(新技術活用サプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業)交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称

2. 交付決定番号及び交付決定年月日

交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日

3. 交付の申請の取下げ理由

4. 取下げられた交付の申請に係る補助対象経費

補助対象経費 金 円

【本取下げ届出に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話及びE-mail
		(電話) (E-mail)

(様式第4)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長 殿

パシフィックリプロサービス株式会社
代表取締役社長 殿

補助事業者 住所
法人名
代表者名

令和 年度運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金
(新技術活用サプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業)
計画変更承認申請書

下記2をもって交付決定のあった上記補助事業計画を下記のとおり変更したいので、運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金(新技術活用サプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業)交付規程第11条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付決定番号及び交付決定年月日
交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日
3. 変更の内容
4. 変更の理由及び変更が補助事業に及ぼす影響
5. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額
(別紙1による。申請者別の内訳については、別紙2による。)

(注)

- (1) 中止又は廃止若しくは承継に当たって中止又は廃止若しくは承継後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
- (2) 承継に当たっては、承継に関する当事者の契約書の写し、承継者の経歴及び状況を示す事業概要書及び承継する補助事業の責任ある遂行に関する承継者の誓約書を添付すること。

【本補助事業計画変更承認申請に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話及びE-mail
		(電話) (E-mail)

(別紙1)

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額

(単位：円)

補助対象経費の区分と内訳		補助事業に要する経費		
		交付申請額	変更差額	変更後の金額
1) 共通システム 事業費	設計開発費			
	設備費			
	諸経費			
	計			
2) サプライチェ ーン輸送効率 化機器事業費	設計開発費			
	設備費			
	諸経費			
	計			
3) 充電・充填イン フラ事業費	設計開発費			
	設備費			
	諸経費			
	計			
合計				

		補助対象経費			補 助 率	補助金の額		
		交付申請 額	変更差額	変更後の 金額		交付申請 額	変更差額	変更後の 金額
1)	設計開発費				1/2 以 内			
	設備費							
	諸経費							
	計							
2)	設計開発費				1/2 以 内			
	設備費							
	諸経費							
	計							
3)	設計開発費				1/2 以 内			
	設備費							
	諸経費							
	計							
合計								

(注)

(1) 補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額には消費税相当分の金額は含まないこと。

(別紙2)

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額（申請者別）

(単位：円)

申請者名	補助対象経費の区分と内訳		補助事業に要する経費		
			交付申請額	変更差額	変更後の金額
	1) 共通システム事業費	設計開発費			
		設備費			
		諸経費			
		計			
	2) サプライチェーン輸送効率化機器事業費	設計開発費			
		設備費			
		諸経費			
		計			
	3) 充電・充填インフラ事業費	設計開発費			
		設備費			
		諸経費			
		計			
合計					

申請者名			補助対象経費			補助率	補助金の額		
			交付申請額	変更差額	変更後の金額		交付申請額	変更差額	変更後の金額
	1)	設計開発費				1/2以内			
		設備費							
		諸経費							
		計							
	2)	設計開発費				1/2以内			
		設備費							
		諸経費							
		計							
	3)	設計開発費				1/2以内			
		設備費							
		諸経費							
		計							
合計									

(注)

(1) 補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額には消費税相当分の金額は含まないこと。

(様式第5)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長 殿

パシフィックリプロサービス株式会社
代表取締役社長 殿

補助事業者 住所
法人名
代表者名

令和 年度運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金
(新技術活用サプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業)
事故報告書

下記2をもって交付決定のあった上記補助事業の遅延等について、運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金(新技術活用サプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業)交付規程第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付決定番号及び交付決定年月日
交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日

3. 事故の原因及び内容

4. 事故に係る金額 金 円

5. 事故に対して採った措置

6. 事故が補助事業に及ぼす影響

7. 補助事業の遂行及び完了予定日

(添付書面等) 事故の内容等が確認できる書面等

【本補助事業事故報告に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話及びE-mail
		(電話) (E-mail)

(様式第6)

令和 第 年 月 日 号

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長 殿

パシフィックリプロサービス株式会社
代表取締役社長 殿

補助事業者 住所
法人名
代表者名

令和 年度運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金
(新技術活用サプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業)
経費の使用状況報告書

下記2をもって交付決定のあった上記補助事業の実施状況について、運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金(新技術活用サプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業)交付規程第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付決定番号及び交付決定年月日
交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日
3. 補助対象経費の使用状況